

行橋市短期集中通所型介護予防事業受託者募集要項

第1章 事業の概要

1 事業の趣旨

生活機能に低下が見られる高齢者に対し、通所介護事業所や通所リハビリテーション事業所などリハビリテーション専門職による生活体力および生活機能改善のためプログラムの実施や評価、指導を実施することにより、高齢者が要介護状態になることを防止し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを総合的に支援するとともに、生活の質の向上を目指すことを目的とした事業です。

この事業を実施するにあたり、リハビリテーション専門職による効果的なプログラムの実施や評価、指導などの業務提供が可能な受託者を募集します。

2 事業内容

受託者は行橋市短期集中通所型介護予防事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、以下の内容で実施するものとします。

①プログラムの内容

- (1) 生活体力の評価および生活体力の改善プログラムの実施
- (2) 生活機能改善評価および生活機能改善プログラムの実施
- (3) 生活環境評価の実施
- (4) 訪問による指導

②プログラムの実施方法

- (1) 情報提供内容の確認
- (2) 初回評価・アセスメントの実施
- (3) ケアプラン作成に対する支援
- (4) プログラムの実施
- (5) モニタリング・中間評価
- (6) プログラムの変更
- (7) 訪問指導
- (8) 終了時評価の実施

③プログラムの利用期間等

- (1) 利用者一人当たりの利用期間は、利用決定を受けた日から概ね3月とする。
- (2) 利用者一人当たりの利用回数は、1週間あたり2回以内、計24回以内とする。
- (3) 利用時間については、1回あたり2時間を標準として、受託者が定める。
- (4) 送迎を必要とする利用者については、受託者がこれを行う。

3 事業対象者

この事業を利用できる者は、行橋市に住所を有するもののうち、行橋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年10月行橋市告示第103号）第2条第1項第2号に規定する事業対象者とします。

4 実施圏域

市内全域を実施圏域とします。

5 人員に関する基準

事業の実施において、管理者を定めるとともに、高齢者に関する知識を有し、安全かつ効果的に事業が実施できる人員を配置するものとします。

6 設備に関する基準

事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専門の区画を設けるほか、事業の提供に必要な設備及び備品を備えてください。

7 運営に関する基準

運営に関しては、従業者の清潔の保持・健康状態の管理や従業者または従業者であった者による秘密保持、事故発生時の対応、廃止、休止の届出と便宜の提供等の基準を遵守してください。

8 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※委託期間終了後の次年度については、協議の上、支障がない場合は継続できるものとします。

第2章 応募について

1 応募資格

当該事業を円滑かつ適正に実施できる法人等で、次の要件を満たすものとします。

- (1) 事業所所在地が行橋市内にあること。
- (2) 行橋市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱に規定する人員、設備、運営に関する基準を満たすこと。
- (3) 令和8年4月1日時点で、行橋市内において通所介護事業所または通所リハビリテーション事業所を開設しており、かつ半年以上の運営実績があること。

- (4) 現行の介護予防通所介護サービス、または、介護予防通所リハビリテーションサービスと同様の在宅サービスを行うことができること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (6) 法人及び代表者が市税、法人市民税等を滞納していないこと。
- (7) 行橋市物品等供給契約の競争入札参加の資格、審査等に関する規則に基づく停止措置を受けていないこと。
- (8) 行橋市暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (9) 役員等(その法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)に次の各号に該当する者がいないこと。
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する団体の構成員(暴対法第2条第6号に規定するもの)
 - (イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることができなかった日から2年を経過しない者
 - (ウ) 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

2 失格事由

次の要件に該当した場合は、審査・選定の対象から除外されます。

- (1) 審査・選定に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 受付期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- (4) 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

3 受付日

受付締切日:令和8年3月19日(木) 17時00分まで

4 応募方法

- (1) 応募書類
 - ・行橋市介護予防・日常生活支援総合事業受託事業に係る申請書(様式第4号)
 - ・通所型サービスの受託に係る記載事項(付表2)
 - ・平面図(付表3)
 - ・経歴書(管理者)(付表4)
- (2) 提出方法

「3 受付日」の時間までに行橋市介護保険課の窓口にてご提出ください。
(郵送等による受付は行いません)

5 質問事項

質問事項がある場合は、行橋市介護保険課あてに持参または FAX、電子メールにて令和 8 年 3 月 11 日（水）17 時 00 分までに送付してください。

質問に対する回答は、取りまとめ次第、令和 8 年 3 月 13 日（金）までに本市ホームページにて掲載いたします。

第 3 章 委託料等について

1 委託料額

本事業実施に伴う費用のうち、行橋市より受託者に支払われる利用者 1 人あたりの委託料については、以下のとおり予定しています。

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) プログラム基本単価 | 3,650 円以内/1 回 |
| (2) 評価加算 | 2,000 円以内/1 回 |
| (3) 訪問指導加算 | 3,000 円以内/1 回 |

2 実績報告書及び請求様式等の提出

受託者は、事業を実施した場合は、行橋市が定める様式により、当該月分を翌月 10 日までに提出してください。

- (1) 請求書（様式第 1 号）
- (2) 介護予防事業利用票・提供票・実績票
- (3) 加算算定に係る書類または記録

3 委託料の支払い

支払い方法は、受託者から提出された実績報告及び請求書の確認後、当該請求書を受理した日から 30 日以内に支払います。

4 利用者負担

本事業に要する費用のうち、利用者の負担金額は 1 回につき 400 円です。利用料以外の食事及び材料等に要する費用については、利用者が全額を負担するものとし、自己負担金については、受託者が利用者から徴収してください。徴収方法については、受託者が定める運営規程のとおりです。

第 4 章 選定について

1 選定方法

提出された応募書類等により応募資格を満たしているかの審査を行い、業務委託に適

すると認められた法人を受託候補者として選定します。

2 選定基準

第2章「1 応募資格」に規定する要件を満たし、同章「2 欠格事由」の要件に該当しないこと。

第5章 選定後について

1 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全応募法人に通知するとともに、選定結果の概要を行橋市ホームページへの掲載等により公表します。

2 受託予定法人との協議・契約

本市は、選定後、受託予定法人と細目を協議し、令和8年度予算案が市議会で議決された後、所定の手続を経て委託契約を締結します。

なお、選定後の受託の辞退は原則として認めません。また、受託の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合があります。

第6章 その他

1 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

2 応募書類の取り扱い

応募書類は返却しません。また、受託予定法人の選定後、応募書類、追加提出書類を無償で使用する場合があります。

受付後の応募書類の再提出、差し替え等は認めません。

スケジュール

令和8年 3月4日(水) 募集、質問事項受付開始
11日(水) 質問事項受付締切

- 13日(金) 質問事項に対する回答掲示
19日(木) 募集締切
25日(水) 選定結果通知、業務開始準備
4月1日(水) 委託契約締結、業務開始

事務局(提出及び問い合わせ先)

住 所 〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号
行橋市役所 介護保険課
電 話 0930-25-1111(代表) (内線 1175)
F A X 0930-26-3017
E-mail kaigo@city.yukuhasi.lg.jp
担 当 高齢者支援係(堀井)